

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	R 7 桜島火山の地盤変動データを用いた長期的予測精度の高度化に関する委託
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 平 田 遼 鹿児島県肝属郡肝付町新富 1 0 1 3 - 1
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	国立大学法人 京都大学
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 1 0 , 4 3 9 , 0 0 0 -
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 0 -
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

受 託 研 究 契 約 書

委託者 分任支出負担行為担当官九州地方整備局大隅河川国道事務所長 平田 遼
(以下「甲」という。)と受託者 国立大学法人京都大学 学長 湊 長博 代理人
宇治地区事務部長 赤石 敦一(以下「乙」という。)は、次の各条によって受託研究
契約(以下「本契約」という。)を締結するものとする。

(定義)

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された次条に定める受託研究(以下「本受託研究」という。)の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ、研究成果有体物等の技術的成果をいう。

二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物、データベースの著作物及びデジタルコンテンツの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

三 「ノウハウ」とは、秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するものをいう。

四 「研究成果有体物」とは、本共同研究の結果又はその過程において創作、抽出又は取得した材料(遺伝子、細胞、微生物、化合物、抽出物、実験動物、蛋白質等の生成成分等をいう。)、試作品、実験装置等で、学術的、技術的又は財産的価値を有するものをいう。

2 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。

3 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

4 本契約書において「研究担当者」とは、本受託研究に従事する乙に属する次条に掲げ

る者及び本契約第5条第2項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、次条及び本契約第5条第2項記載以外の者であって第29条の規定に従い本受託研究に協力する者をいう。

(受託研究の題目等)

第2条 乙は、次の受託研究を甲の委託により実施するものとする。

- (1) 研究題目 R7桜島火山の地盤変動データを用いた長期的予測精度の高度化に関する委託
- (2) 研究目的及び内容 本研究は、桜島島内における砂防工事従事者の安全性の確保及び土砂災害緊急情報の精度向上に資するため、有村観測坑道に設置した高精度の水管傾斜計・伸縮計のデータ（大隅河川国道事務所所有）、ハルタ山観測坑道及び高免観測坑道（京都大学火山観測所）での同様の計測データ等を用いて、地盤変動の長期的特性を解明することを目的とするものである。
有村観測坑道、ハルタ山観測坑道、高免観測坑道の3観測坑道のデータを比較し、噴火及び噴出火山灰量予測の精度向上を図る。
また、有村観測坑道における傾斜及びひずみ変化への土石流の影響を評価し、土石流を定量化する。観測機器の更新計画の実施において機種を選定や優先順位の検討及びシステム構成に関する助言等を行う。火山噴火予知アプリケーションソフトウェアを大隅河川国道事務所に貸与する。火山噴火予知アプリケーションソフトウェアに火砕流のリアルタイム流下予測シミュレーション機能を実装する。
- (3) 研究担当者 京都大学防災研究所 准教授 為栗 健
- (4) 委託料 10,439,000円
(うち直接経費 7,301,573円)
(うち間接経費 2,188,427円)
(うち消費税及び地方消費税額 949,000円)
- (5) 研究期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日迄とする。
- (6) 提供物品 なし
- (7) 研究場所 国立大学法人京都大学防災研究所

(研究成果の報告)

第3条 乙は、本受託研究の完了日までに、次の事項についての実績報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 研究題目
- (2) 研究成果の概要
- (3) 研究成果の今後の活用方法
- (4) 委託料の支出実績

る者及び本契約第5条第2項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、次条及び本契約第5条第2項記載以外の者であって第29条の規定に従い本受託研究に協力する者をいう。

(受託研究の題目等)

第2条 乙は、次の受託研究を甲の委託により実施するものとする。

- (1) 研究題目 R 7 桜島火山の地盤変動データを用いた長期的予測精度の高度化に関する委託
- (2) 研究目的及び内容 本研究は、桜島島内における砂防工事従事者の安全性の確保及び土砂災害緊急情報の精度向上に資するため、有村観測坑道に設置した高精度の水管傾斜計・伸縮計のデータ（大隅河川国道事務所所有）、ハルタ山観測坑道及び高免観測坑道（京都大学火山観測所）での同様の計測データ等を用いて、地盤変動の長期的特性を解明することを目的とするものである。
有村観測坑道、ハルタ山観測坑道、高免観測坑道の3観測坑道のデータを比較し、噴火及び噴出火山灰量予測の精度向上を図る。
また、有村観測坑道における傾斜及びひずみ変化への土石流の影響を評価し、土石流を定量化する。観測機器の更新計画の実施において機種を選定や優先順位の検討及びシステム構成に関する助言等を行う。火山噴火予知アプリケーションソフトウェアを大隅河川国道事務所に貸与する。火山噴火予知アプリケーションソフトウェアに火砕流のリアルタイム流下予測シミュレーション機能を実装する。
- (3) 研究担当者 京都大学防災研究所 准教授 為栗 健
- (4) 委託料 10,439,000円
(うち直接経費 7,301,573円)
(うち間接経費 2,188,427円)
(うち消費税及び地方消費税額 949,000円)
- (5) 研究期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日迄とする。
- (6) 提供物品 なし
- (7) 研究場所 国立大学法人京都大学防災研究所

(研究成果の報告)

第3条 乙は、本受託研究の完了日までに、次の事項についての実績報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 研究題目
- (2) 研究成果の概要
- (3) 研究成果の今後の活用方法
- (4) 委託料の支出実績

(ノウハウの指定)

第4条 甲及び乙は、協議の上、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定し、これを秘密として保持するものとする。

- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、第27条第3項の規定にかかわらず、その秘密を保持するものとする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究の遂行)

第5条 乙は、本受託研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については甲に対して賠償を請求しない。ただし、甲の提供物品に、瑕疵があったことに起因して乙が損害を被ったときは、甲は乙の損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、自己に属する者を新たに本受託研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ甲に書面により通知するものとする。

(再委託の禁止等)

第6条 乙は、本受託研究の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項の「主たる部分」とは、研究における総合的企画、研究遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
- 3 乙は、研究の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う研究の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 4 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な研究を再委託しようとするときには、適用しない。
- 5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。
- 6 乙が研究の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

(履行体制の把握)

第7条 乙は、前条第3項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第4項の軽微な研究を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う研究の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を甲に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 乙は、前項の場合において、甲が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求め

た場合には、これに応じなければならない。

（担当職員）

第8条 甲は、担当職員を定めたときは、その氏名及び委任した権限の内容を乙に通知するものとする。変更した時も同様とする。

（検査及び引き渡し）

第9条 乙は、本受託研究を完了したときは、第3条により、成果物に添えて実績報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の成果物、実績報告書を受領したときは、その日から10日以内に甲又は甲の指定した職員により検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、成果物に添えて補正実績報告書を甲に提出しなければならない。

4 第2項の規定は、甲が前項の成果物、補正実績報告書を受領した場合に準用する。

5 甲は、第2項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、乙にその旨を通知しなければならない。

6 前項の委託料の確定額は、研究に要した経費の実支出額と委託料の限度額のいずれか低い額とする。

7 乙は、第5項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果物を甲に引き渡さなければならない。

（委託料の支払）

第10条 乙は、前条第7項により、成果物の引き渡しを完了したときは、甲に対して、確定した委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

3 乙は、甲の責に帰すべき事由により、前項の委託料の支払いが遅れた場合には、甲に対して遅延日数に応じ、年2.50パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（概算払）

第11条 乙は甲に対し、委託料の概算払を請求することができる。

2 甲は、前項の請求により、必要があると認められる金額については、前条第1項の規定にかかわらず、概算払をすることができるものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（概算払の精算）

第12条 乙は、第9条の実績報告の確認の結果、既に概算払により受領した金額に差額が生じた場合は、甲にその旨を申請する。

2 乙は、前項の結果に不足額が生じた場合には、甲に不足額の支払いを請求することが

できる。

3 甲は、前項の規定による請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

4 乙は、甲の責に帰すべき事由により、前項の委託料の支払いが遅れた場合には、甲に対して遅延日数に応じ、年2.50パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

5 乙は、第1項の結果に余剰額が生じた場合には、遅滞なくこれを甲に返還しなければならない。

（委託料の経理及び監査）

第13条 乙は、委託料の経理について、他の経理と区分し、その収支を明らかにするとともに、証拠書類を整備保管しなければならない。

2 乙は、実施計画書に記載された各費目相互間の流用（当該金額の相互間における2割以内の変更を除く。）をしてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

3 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託料の経理状況について監査し、資料の提出を求めることができる。

4 乙は、第1項に掲げる収支内容を証する証拠書類を、研究終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第14条 委託料により取得した設備等は、乙に帰属するものとする。

（提供物品の搬入等）

第15条 第2条の提供物品の搬入及び据付けに要する経費は、甲の負担とする。

2 乙は第2条の規定により甲から受け入れた提供物品について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその管理にあたらなければならない。

（研究期間の延長等）

第16条 乙は、その責に帰することができない事由により、研究期間内に本受託研究を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して、研究期間の延長を求めることができる。

この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲は、乙の責に帰する事由により研究期間内に研究を完了することができない場合において、研究期間を延長した場合に完了する見込みがあると認めたときは、その内容を審査し、損害金を付して研究期間を延長することができる。

3 前項の損害金は、委託料に対して延長日数に応じ年5.00パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

（受託研究の中止）

第17条 天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本受託研究を中止することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

2 前項に基づく場合を除き、甲から研究中止の申し入れがあったときは、甲乙協議の上、双方の合意のある場合に限り、本受託研究を中止できるものとする。

3 受託研究を中止する場合、甲は、第11条の規定により納入された委託料の額に不用品が生じた場合は、乙に不用品となった額の返還を請求することができる。乙は甲からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。ただし、前項の規定により、本受託研究を中止する場合は、この限りではない。

（提供物品の返還）

第18条 乙は、本受託研究を完了し、又は中止したときは、第2条の提供物品を研究完了又は中止の時点の状態で甲に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、甲の負担とする。

（研究経費が不足した場合の処置）

第19条 乙は、納入された委託料に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに理由等を付して甲に書面により通知するものとする。この場合において、甲は乙と協議の上、不足する委託料を負担するかどうかを決定するものとする。

（知的財産権の帰属）

第20条 本受託研究の結果生じた知的財産権は、乙又は乙に属する研究担当者に帰属するものとする。

2 前項の知的財産権が乙に帰属した場合には、乙は甲に対してこれを無償で使用させ、又は譲与することはできない。

3 甲は、第1項の知的財産権が乙に属する研究担当者に帰属した場合には、当該乙に属する研究担当者と協議の上、別途その取扱いを定めるものとする。

4 乙の発明等の創出に甲から提供されたアイデア等が貢献している場合、第1項の規定に係らず当該発明等の取扱いについて甲乙別途協議の上、定めることができるものとする。

（優先的实施）

第21条 乙は、本受託研究の結果生じた発明等であって第20条第1項の規定による乙単独所有に係る知的財産権について、当該知的財産権を出願等したときから2年以内（以下「優先的許諾期間」という。）に甲から独占的に実施したい旨の通知があった場合には、甲に対し独占的通常実施権を別途契約により許諾することができる。

2 前項により甲に独占的に実施させる期間（以下「独占的通常実施期間」という。）は、出願等をしたときから、10年を超えない範囲で定める期間とする。ただし、乙は甲から独占的通常実施期間を更新したい旨の申し出があった場合には、独占的通常実施期間の更新を許諾することができる。この場合、更新する期間については、甲乙協議の上、

定めるものとする。

（第三者に対する実施の許諾）

第22条 甲が乙の単独所有に係る知的財産権について、前条に規定する優先的許諾期間において独占的通常実施権の許諾を受けないときは、乙は、甲の意見を聴取の上、甲以外の者に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

また、優先的許諾期間であっても、甲以外の者から乙の単独所有に係る知的財産権について実施したい旨の通知があった場合には、乙は、甲に対し乙の単独所有に係る知的財産権について独占的通常実施権の許諾を受ける機会を与えた上で、甲が独占的通常実施権の許諾を受けないときは、甲以外の者に対し当該知的財産権の実施を許諾することができる。

（実施料）

第23条 乙の単独所有に係る知的財産権を甲が実施しようとするときは、別途契約で定める実施料を乙に支払わなければならない。

2 前項の実施料の算定については、実施に関わる事業の実現に対する甲及び乙の貢献度当該知的財産の寄与度等を勘案し、甲及び乙が別途協議の上、これを決定するものとする。

（研究成果有体物等の取扱い）

第24条 研究成果有体物及びプログラム等の取扱いについては、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

（著作権料）

第25条 著作権が乙に帰属したデータベース等を甲が複製等により利用しようとするときは、別に契約で定める著作権料を乙に支払わなければならない。

2 第20条第2項、第23条の規定にかかわらず、乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合は、無償で当該著作権を実施する権利を甲に許諾する。

（情報の開示）

第26条 甲は、本受託研究に関して甲の有する情報・知識等を乙の本受託研究遂行に必要な範囲において乙に開示するものとする。

（秘密の保持）

第27条 甲及び乙は、本受託研究の実施にあたり、相手方より秘密である旨の表示を付して開示された資料（書面、電子媒体等）又は口頭で開示された後20日以内に当該相手方より秘密である旨が文書にて確認された情報（以下「本秘密情報」という。）について秘密を保持するものとし、本契約の履行に必要な研究担当者、自己の役員及び知る必要のある最低限の従業員（以下「研究担当者等」という。）以外に開示してはならな

い。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた本秘密情報について、研究担当者等がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者等に負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- 六 書面により事前に相手方の同意を得た情報

- 2 乙は、相手方より開示を受けた本秘密情報を本受託研究以外の目的に使用してはならない。
- 3 前2項の有効期間は、第2条の本受託研究を開始した日から研究が完了した日の翌日又は研究を中止した日の翌日から起算して3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果の公表)

- 第28条 甲及び乙は、本受託研究が完了(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)した日の翌日から起算して2ヶ月以降、本受託研究によって得られた研究成果(研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果)について、第4条及び第27条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること(以下「研究成果の公表等」という。)ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。
- 2 前項の場合、公表を希望する甲又は乙(以下「公表希望当事者」という。)は、研究成果の公表等を行おうとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本受託研究の結果得られたものであることを明示することができる。
 - 3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後15日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
 - 4 第2項の通知しなければならない期間は、前条第3項に規定する秘密保持期間とする。ただし、ノウハウについては、第4条第2項により定められた期間とする。

(研究協力者の参加及び協力)

- 第29条 甲乙のいずれかが、本受託研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力

を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本受託研究に参加させることができる。

- 2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させるよう別に定めておくものとする。
- 3 研究協力者が本受託研究の結果、発明等を行った場合は、本契約の知的財産権に係る条項をすべて準用する。

(甲の解除権)

- 第30条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
- 一 乙の責に帰すべき事由により、研究期間内に研究が完了することができない場合において、研究期間後においても完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 二 前号のほか、契約条項その他この契約に関する甲の指示に違反しているため、契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(乙の解除権)

- 第31条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
- 一 設計図書を変更したため研究委託料が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第17条の規定による研究の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき、ただし、中止が研究の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の研究が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

(解除の効果)

- 第32条 契約が解除された場合には、本契約に規定する甲及び乙の義務は消滅する。
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、乙が既に研究を完了した部分(以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する研究委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を乙に支払わなければならない。
 - 3 前項に規定する既履行部分委託料は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(解除に伴う措置)

- 第33条 契約が解除された場合において、乙が第11条の規定による概算払を受けているときは、第30条の規定による解除にあつては、乙は、当該概算払金の額に当該概算払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年5.00パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を甲に返還し、第31条の規定による解除にあつては、乙は、当該

解除により乙に損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求できるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第11条の規定による概算払金があったときは、甲は、当該概算払金の額を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第30条の規定による解除にあつては、当該余剰額に概算払の支払の日から返還の日までの日数に応じ年5.00パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第31条の規定による解除にあつては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。
- 3 乙は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、契約が解除された場合において、作業現場に乙が所有又は管理する研究の出来形部分（前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第6条第3項の規定により、乙から研究の一部を委任され、又は請け負った者が所有する又は管理する物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、契約の解除が第30条によるときは乙が負担し、第31条によるときは甲が負担する。
- 6 第4項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲が支出した撤去費用等（前項の規定により、甲が負担する部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 7 第3項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第30条によるときは甲が定め、第31条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する乙の取るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第34条 本受託研究の処理に関し、乙の責に帰する事由により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要を生じた経費は乙が負担し、甲の責に帰する事由による場合においては、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

（契約の有効期間）

第35条 本契約の有効期間は、第2条に定める期間とする。

- 2 本契約の失効後も、第3条、第4条、第12条、第13条、第15条から第25条、第27条から第29条、第32条から第34条及び第37条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第36条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（裁判管轄）

第37条 本契約に関する訴えは、京都地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

令和7年4月1日

（甲） 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
分任支出負担行為担当官九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 平田 遼



（乙） 京都市左京区吉田本町36番地1
国立大学法人京都大学
学長 湊 長博
代理人
宇治地区事務部長 赤石 敦



